

児童養護施設指導監査基準

施設管理

- 1 職員配置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 職員の専従・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 職員研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

設備構造等

- (1) 構造設備の一般原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 設備の基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

施設運営

- (1) 管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 秘密保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 苦情解決体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 預り金等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (ア) 防火管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (イ) 消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (ウ) 宿直員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (エ) 避難訓練及び消火の訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (オ) 消防用設備点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (6) 循環式浴槽のレジオレラ症防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (7) 衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (ア) 衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (イ) 受水層の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (ウ) 感染予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (エ) 医薬品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

利用者処遇

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 自立支援計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 生活指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 職業指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 7 食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 8 入浴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 9 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- 10 関係者との連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 11 児童虐待等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 12 懲戒に係る権限の濫用禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 13 利用者処遇に関する記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

職員処遇

- 1 就業規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 就業規則の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 労働時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 労使協定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (4) 休日・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 職員の健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 衛生管理者等の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

会計

- 1 会計処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (ア) 経理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (イ) 管理組織の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (ウ) 現金の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (エ) 施設経理区分の収入、支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (オ) 固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (カ) 寄附金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (キ) 契約事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 措置費（運営費）支弁対象施設の会計基準の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 運営費の弾力運用要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 弾力運用の使途範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 6 前期末支払資金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 7 運営費の管理・運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

施 設 管 理

<関係法令等>

- ◎最低基準…児童福祉施設最低基準
- ◎苦情解決のための指針…社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について
(平成12年6月7日 障第452号、社援第1352号、老発514号 児発第575号連名通知)
- ◎施設長について…社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(昭和47年5月17日 社庶第83号)
- ◎施設長の資格要件について…社会福祉施設の長の資格要件について(昭和53年2月20日 社庶第13号)
- ◎防火安全対策の強化について…社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日 社施第107号)
- ◎衛生管理について…社会福祉施設における衛生管理について 別添：大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月31日 社援施第65号)
- ◎レジオネラ症防止対策の徹底について…社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について(平成15年7月25日 社援基発第0725001号)
- ◎飲用井戸及び受水槽の衛生確保について…社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について(社援施第116号 平成8年7月19日)

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定	
1 職員配置等 (1) 職員配置	1 職員は、適正に配置されていること。	(1) 施設長 (2) 児童指導員 (3) 嘱託医 (4) 保育士 (5) 栄養士 (6) 調理員 但し、児童40人以下の施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。	社会福祉法第66条 最低基準第42条第1項 施設長について 施設長の資格要件について	<input type="checkbox"/> 職員が適正に配置されていない。	C	
	2 職業指導を行う場合には、職業指導員を配置していること。		最低基準第42条第2項	<input type="checkbox"/> 職業指導員を配置していない。	C	
	3 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上配置していること。		最低基準第42条第3項	<input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数が不足している。	C	
	(2) 資格要件	4 施設長は、資格要件を満たしていること。	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。具体的には、施設長資格認定講習会課程を修了したものが、当該要件を具備する者とされる。但し、次のいずれかに該当する場合は上記講習会の受講は不要である。 (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 (2) 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当するもの (3) 児童福祉事業に2年以上従事した者	最低基準第7条第1項 施設長について 施設長の資格要件について	<input type="checkbox"/> 施設長の資格要件を満たしていない。	C
	5 施設長は専任となっていること。		社会福祉法第66条	<input type="checkbox"/> 他の施設等の職員を兼務している。(同一敷地内を除く)	C	

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
	<p>6 児童指導員は、資格要件を満たしていること。</p>	<p>児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(3) 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者</p> <p>(4) 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(5) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(7) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>(8) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p>	<p>最低基準第43条</p>	<p><input type="checkbox"/> 児童指導員の資格要件を満たしていない。</p>	<p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(3) 職員の専従	7 職員は、専ら当該施設の職務に専従する者になっていること。	児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。	最低基準第8条	<input type="checkbox"/> 直接処遇職員が専従になっていない。	C
(4) 職員研修等	8 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。	職員の資質向上を図るため、職員研修について、具体的な計画が立てられていること。	最低基準第7条の2第2項	<input type="checkbox"/> 研修の機会を確保していない。(研修計画がない場合はB)	C
2 設備構造等 (1) 構造設備の一般原則	9 構造設備等は、児童に対する危害防止に十分な配慮がされ、危害防止対策がとられていること。	構造設備等は、危険箇所の点検や転倒防止等の措置が講じられ危害防止に十分な考慮を払って設けられていること。	最低基準第5条第2項	<input type="checkbox"/> 危害防止の対策がとられていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
(2) 設備の基準等	10 施設の設備基準等を満たしていること。	次に掲げる設備基準を満たしていること。 (1) 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けていること。 (2) 児童の居室の一室の定員は、15人以下とし、面積は、1人につき3・3㎡以上としていること。 (3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にしていること。 (4) 便所は、男子用と女子用とを別にしていること。 (5) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けていること。 (6) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けていること。	最低基準第41条	<input type="checkbox"/> 施設の設備基準を満たしていない。 <input type="checkbox"/> 定員を遵守していない。	C C
(3) 変更届	11 設備を変更した場合は、変更届を出していること。	設備を変更した場合は、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出ていること。	社会福祉法第63条第1項	<input type="checkbox"/> 変更届を提出していない。(遅延している場合はB)	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定	
3 施設運営	(1) 管理規程	12 管理規程を整備していること。	児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けていること。 (1) 入所する者の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項 また、実態と相違していないこと。	最低基準第13条	<input type="checkbox"/> 管理規程を整備していない。 <input type="checkbox"/> 管理規程の内容が実態と相違している。(軽微な不備がある場合はB)	C C
	(2) 秘密保持	13 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。	誓約書の徴取、規程の整備等、必要な措置を講じていること。	最低基準第14条の2	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない(軽微な不備がある場合はB)	C
	(3) 苦情解決体制	14 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みが行われていること。	社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるために、苦情体制に関する要綱等を整備していること。	社会福祉法第82条 苦情解決のための指針	<input type="checkbox"/> 苦情解決のための要綱等を整備していない。(軽微な不備がある場合はB)	C
		15 苦情解決の仕組みについて、利用者に周知していること。		社会福祉法第82条 苦情解決のための指針	<input type="checkbox"/> 利用者への周知が行われていない。(周知が不十分である場合はB)	C
		16 苦情解決について、適切に取り組んでいること。	苦情解決の手順は、苦情解決のために整備された要綱等の仕組みに則って取り組んでいること。	社会福祉法第82条 苦情解決のための指針	<input type="checkbox"/> 苦情解決要綱等の仕組みに沿って行われていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	(4) 預り金等の管理	17 預り金等の管理規程を作成していること。	児童の金銭を預かる場合は、管理体制等を明確にしたうえで、適正な管理を行なっていること。	最低基準第13条	<input type="checkbox"/> 管理規程を作成していない。 <input type="checkbox"/> 管理規程に不備がある。(軽微な不備がある場合はB)	C C
		18 預り金等の管理規程に沿った事務処理が行われていること。			<input type="checkbox"/> 規程に沿った事務処理が行われていない。	C
		19 個別の預金通帳になっていること。			<input type="checkbox"/> 個別の通帳になっていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(5) 非常災害対策	<p>※ 指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査項目については、指導監査の対象としない。</p> <p>(1) 防火管理者 (2) 消防計画 (3) 避難訓練及び消火訓練の監査事項24の「避難訓練・避難訓練通報書」の提出 (4) 消防用設備点検</p>				
(ア) 防火管理者	20 防火管理者（変更を含む）を選任し、所轄の消防署へ届け出ていること。	防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ること。解任したときも、同様としていること。	消防法第8条 消防法施行令第4条	<input type="checkbox"/> 所轄の消防署へ届け出していない。	C
(イ) 消防計画	21 消防計画を作成（変更を含む）し、所轄の消防署へ届け出ていること。	非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定していること。	消防法第8条 消防法施行令第4条 消防法施行規則第3条	<input type="checkbox"/> 所轄の消防署へ届け出っていない。	C
(ウ) 宿直員	22 宿直員を配置していること。		防火安全対策の強化について	<input type="checkbox"/> 宿直員を配置していない。	C
(エ) 避難訓練及び消火の訓練	23 避難及び消火の訓練を適切に実施し、記録していること。	避難及び消火の訓練を、それぞれ毎月1回以上実施し、記録していること。うち1回は夜間訓練（想定訓練でも可）を実施していること。	最低基準第6条第2項 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項 火災防止対策の強化について	<input type="checkbox"/> 避難及び消火訓練を実施していない。 <input type="checkbox"/> 夜間（想定）避難訓練を実施していない。 <input type="checkbox"/> 訓練結果が記録されていない。	C C B
	24 防火管理者は、訓練を実施する場合には、あらかじめ、年2回、消防機関に「消火訓練・避難訓練通報書」を提出していること		消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項	<input type="checkbox"/> 通報書を提出していない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(オ) 消防用設備点検	25 消防用設備等の点検は適切に実施し、法令等に基づき結果を消防署へ報告していること。又、消防計画に定める自主点検が行われていること。	消防設備等の法定点検及び自主点検が行われていること。 (1) 法定点検 消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期的に、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に年2回点検させ、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告すること。 (2) 自主点検 消防計画等に基づき定期的に自主点検を実施し、記録していること。	消防法第17条 同法第17条の3の3 防火安全対策の強化について	<input type="checkbox"/> 法定点検を実施していない。 <input type="checkbox"/> 法定点検結果が報告されていない。 <input type="checkbox"/> 自主点検を行っていない。	C C B
(6) 循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	26 循環式浴槽を利用している場合は、レジオネラ症防止対策として水質検査を適切に実施し、結果を記録していること。	水質検査は次のとおり実施していること。 (1) 毎日完全換水型→2年に1回以上 (2) 連日使用型→1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上)	レジオネラ症防止対策の徹底について	<input type="checkbox"/> 水質検査を実施していない。 <input type="checkbox"/> 検査記録がない。	C B
(7) 衛生管理等	※ 指導監査実施年度又は前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の項目については指導監査の対象としない。 (ア) 衛生管理 監査事項27				
(ア) 衛生管理	27 食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じていること。	社会福祉施設を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていること。	衛生管理について(大量調理施設衛生管理マニュアル)	<input type="checkbox"/> 衛生上必要な措置を講じていない(軽微な不備がある場合はB)	C
	28 調理に従事するすべての職員は、月1回以上腸内細菌検査(検便)を実施していること。	消化器系伝染病の予防のため、調理に従事する職員については、毎月定期的に腸内細菌検査(検便)を実施していること。なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157とする。また、調理を委託している場合には、調理従事者及びその検査結果について把握していること。	衛生管理について(大量調理施設衛生管理マニュアル)	<input type="checkbox"/> 月1回以上の腸内細菌検査(検便)を実施していない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(イ) 受水槽の管理	29 受水槽の衛生管理を適切に行っていること。	受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行っていること。	飲用井戸及び受水槽の衛生確保について	<input type="checkbox"/> 受水槽の衛生管理（清掃等）を適切に行っていない。	C
(ウ) 感染症予防	30 感染症に対する予防対策を適切に講じていること。	児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていること。	最低基準第10条第2項	<input type="checkbox"/> 感染症の予防対策を適切に講じていない。(軽微なものはB)	C
(エ) 医薬品等	31 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されていること。	児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っていること。	最低基準第10条第4項	<input type="checkbox"/> 必要な医薬品等が備えられていない。又は管理を適正に行っていない。(軽微なものはB)	C

利 用 者 処 遇

- ◎入所者の自立支援計画について…児童養護施設等における入所者の自立支援計画について（平成17年8月5日 雇児福発第080001号）
- ◎事故防止について…児童福祉施設における事故防止について（昭和46年7月31日 児発第418号）
- ◎施設内虐待の防止について…児童福祉施設における施設内虐待の防止について（平成18年10月6日 雇児総発第1006001号）
- ◎児童の安全確保について…児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日 雇児総発第402号）

利用者処遇

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
1 基本方針	1 児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとなっていること。	児童が心身ともに健やかで、社会に適応できるよう育成することに観点を置いた支援となっていること。	最低基準第2条	<input type="checkbox"/> 心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとなっていない。	C
	2 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないこと。	人種、信条、性別、社会的身分等により差別をしていないこと。又、サービスの提供に当たっては、個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の意向を十分に尊重するよう努めていること。	最低基準第9条	<input type="checkbox"/> 人種、信条等により差別的扱い、信条等を強制している。 <input type="checkbox"/> 利用者の立場に立った福祉サービス提供に努めていない。	C C
2 自立支援計画の作成	3 児童養護施設の長は、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を作成していること。	入所者個別の自立支援計画が作成されていること。	最低基準第45条の2	<input type="checkbox"/> 計画を作成していない。	C
	4 自立支援計画は、児童自身の意向を踏まえて作成されており、単に児童の生活の目標になっていないこと。		入所者の自立支援計画について	<input type="checkbox"/> 児童の意向を踏まえて作成されていない。 <input type="checkbox"/> 計画が生活の目標になっている。	B B
	5 定期的に再評価を行なっていること。	再評価に際しては、児童相談所と協議のうえ児童の問題行動や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、援助に関し改善の求められる部分を発見することに主眼が置かれていること。	入所者の自立支援計画について	<input type="checkbox"/> 再評価を行なっていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
3 生活指導等	6 入所児童等に対する生活指導が適切に行われていること。	生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行われていること、又、あわせて退所した児童に対する相談その他の自立のための援助を行なっていること。	最低基準第44条第1項	<input type="checkbox"/> 生活指導が適切に行われていない。(軽微な不備がある場合はB) <input type="checkbox"/> 退所児童に対する指導を行なっていない。(軽微な不備がある場合はB)	C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
4 職業指導	7 入所児童等に対する職業指導が適切に行われていること。	勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じて行なっていること。	最低基準第45条第1項	<input type="checkbox"/> 職業指導が適切に行なわれていない。	
5 事故防止	8 事故が発生した場合、速やかな連絡等、適切な対応がとられていること。	事故やけが等をした時の対応は、速やかに医療機関等に連れて行くなど適切な対応をするとともに保護者等への連絡も迅速に行う等の対応がとられていること。	事故防止について	<input type="checkbox"/> 適切な対応がとられていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	9 事故の発生又は再発防止のための措置を講じていること。	事故の再発を防止するために、会議等で事故が起きた事例を分析する等して防止策を講じていること。	事故防止について	<input type="checkbox"/> 再発防止のための措置を講じていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	10 事故発生後の経過を書面で記録していること。	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。	最低基準第14条	<input type="checkbox"/> 記録していない。(軽微な不備がある場合はB)	C
6 安全確保	11 緊急時の安全確保の体制が整備されていること。	保護者との緊密な連絡体制や警察等の地域関係機関との連絡体制及び不審者の立ち入り等の緊急時の連絡体制を確保していること。	児童の安全確保について	<input type="checkbox"/> 安全確保の体制が整備されていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
7 食事	12 健全な発育に必要な栄養素等が提供できる献立になっていること。	献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものになっていること。	最低基準第11条第2項	<input type="checkbox"/> 必要な栄養素等が提供できる献立になっていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	13 乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮していること。	食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっていること。	最低基準第11条第3項	<input type="checkbox"/> 乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮していない。(軽微な不備がある場合はB)	C
8 入浴	14 1週間に2回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭していること。		最低基準第10条第3項	<input type="checkbox"/> 入浴の回数が不足している。	C
9 健康管理	15 児童の入所時の健康診断及び年2回の定期健康診断、臨時の健康診断が適切に実施されていること。	入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行なっていること。	最低基準第12条第1項	<input type="checkbox"/> 健康診断が適切に実施されていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
10 関係者との連携	16 入所児童の支援に当たって、関係機関等との密接な連携を図っていること。	児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たっていること。	最低基準第47条	<input type="checkbox"/> 関係機関等との密接な連携を図っていない。 (軽微な不備がある場合はB)	C
11 児童虐待等の防止	17 職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。	職員等は入所中の児童に対し、次に掲げる児童福祉法第33条の10に掲げる行為をしてはならないこと。 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	最低基準第9条の2 児童虐待の防止等に関する法律第2条	<input type="checkbox"/> 職員等が虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
	18 虐待防止のため、必要な措置を講じていること。	児童虐待等が起こることがないように職員の資質の向上、施設運営の透明性の確保や児童の意見表明の機会を確保する等の取り組みを行なっていること。	施設内虐待の防止について	<input type="checkbox"/> 児童虐待等防止のため必要な取り組みを行っていない。又は取り組みが不十分である。	C
12 懲戒に係る権限の濫用禁止	19 入所中の児童に対し、体罰等懲戒権の乱用禁止の取組みが行なわれていること。	入所中の児童に対し親権を行う場合であって、懲戒するとき又は懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。	最低基準第9条の3	<input type="checkbox"/> 体罰等懲戒権の乱用禁止について取組みが行なわれていない。	C
13 利用者処遇に関する記録の整備	20 利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していること。	ケース記録、業務日誌等の帳簿を整備し、記録されていること。	最低基準第14条	<input type="checkbox"/> 帳票等が整備されていない。(軽微な不備がある場合はB)	C

職 員 処 遇

職員処遇

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
<p>1 就業規則 (1) 就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む）の整備</p>	<p>1 就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む）を整備していること。</p> <p>2 必要事項の記載等、内容が適正であること。</p>	<p>常時職員10人以上の施設にあつては就業規則（給与規程、育児介護休業規則等を含む。）の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。</p> <p>就業規則に必ず記載しなければならない事項が、記載されていること。</p> <p>1 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休業含む。）並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項</p> <p>2 賃金に関する事項…賃金（臨時の賃金等を除く）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</p> <p>3 退職に関する事項…退職の条件及び方法、解雇の条件及び方法（高年齢者等の雇用の安定に関する法律を含む。）</p> <p>次の任意的必要記載事項については、記載が義務付けられていないが、定めをする場合は必ず就業規則に記載しなければならないこと。</p> <p>① 退職手当の定めをする場合は、適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払方法並びに手当の支払の時期に関する事項</p> <p>② 臨時の賃金等（退職手当を除く）及び最低賃金額の定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>③ 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合は、これに関する事項</p>	<p>労働基準法第89条</p>	<p><input type="checkbox"/>就業規則が整備されていない。</p> <p><input type="checkbox"/>就業規則の内容に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定	
(2) 労働時間	3 作成、変更した就業規則は、理事会での議決を得ていること。	⑦ 表彰及び制裁の定めをする場合は、その種類及び程度に関する事項 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項	定款準則第9条備考	<input type="checkbox"/> 就業規則の作成、変更 に当たり理事会の議決 を得ていない。	B	
	4 作成、変更した就業規則は、労働基準監督署に届け出ていること。	使用者は、常時10人以上の労働者を使用する場合は、遅滞なく、労働者を代表する者の署名又は記名押印のある意見を記した書面を添付し、就業規則を労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法施行規則第49条	<input type="checkbox"/> 労働者を代表する者の 意見を記した書面を添 付し、労働基準監督署 に届け出をしていな い。	B	
	5 作成、変更した就業規則は、職員に周知していること。	使用者は、就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、職員に周知させなければならないこと。 就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。）の内容と実態が一致していること。	労働基準法第106条	<input type="checkbox"/> 職員への周知が不十分 である。	B	
	6 就業規則の内容と実態が一致していると。 (1) 初任給が規程どおりであること。 (2) 昇給、昇格は規程どおりであること。 (3) 諸手当は規程どおりであること。			<input type="checkbox"/> 就業規則の内容と実態 が一致していない。(軽 微なものはB)	C	
	7 職員の労働時間は、所定労働時間を超えていないこと。	使用者は、職員に休憩時間を除き1日8時間、1週間について40時間を超えて、労働させてはならないこと。	労働基準法第32条	<input type="checkbox"/> 所定労働時間を超えて いる。	C	
	(3) 労使協定等	8 時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしていること。	使用者は、時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法第36条	<input type="checkbox"/> 時間外労働及び休日労働 を行う場合の届け出 をしていない。	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(4) 休日・休憩	9 賃金から給食費や親睦会費等の法令で定められているもの以外の控除をする場合は、賃金控除協定を締結していること。	賃金から給食費や親睦会費等法令で定められている税金、社会保険料以外を控除する場合は、あらかじめ労使で書面による協定を締結する必要があること。	労働基準法第24条	<input type="checkbox"/> 賃金控除協定を締結していない。	B
	10 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きがとられていること。	<p>1ヶ月単位の変形労働時間制を行なう場合は、就業規則その他これに準ずるもの又は労使協定により、期間を1ヶ月以内とし変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、各日・各週の労働時間を予め特定することにより、採用できる制度で、労使協定によった場合は、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。</p> <p>また、1年単位の変形労働時間制を行なう場合は、労使協定により、期間を1年以内とし、変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、労使協定(①対象となる労働者の範囲②対象期間③特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間)④対象期間における労働日及び当該労働日ごとの所定労働時間⑤労使協定の有効期間)を締結し、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。</p>	労働基準法第32条の2 労働基準法第32条の4	<input type="checkbox"/> 変形労働時間を採用している場合に必要な手続きがとられていない。	B
	11 職員の休憩時間及び休日は、適切に与えられていること。	<p>1 休憩時間…使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。</p> <p>2 休日…使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。(4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない)</p> <p>3 年次有給休暇…請求があった場合は、適切に付与されていること。</p> <p>4 産前産後休暇、育児時間、育児休業・介護休業等の請求があった場合は、適切に付与されていること。</p>	労働基準法第34条 労働基準法第35条 労働基準法第39条 労働基準法第65条 労働基準法第67条 育児・介護休業法	<input type="checkbox"/> 休憩時間及び休日が適切に与えられていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
2 人事管理	12 職員の採用に際し、職務内容、給与等の労働条件を明示していること。	<p>使用者は、労働契約の締結に際し、労働者(短時間労働者を含む)に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこと。</p> <p>1 労働契約の期間に関する事項 2 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 3 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 4 賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 5 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p>	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	<input type="checkbox"/> 労働条件を明示していない。 <input type="checkbox"/> 労働条件の明示に一部不備がある。	C B
	13 労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。	<p>使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。</p>	労働基準法第109条	<input type="checkbox"/> 労働関係に関する重要な書類を3年間保存していない。	B
	14 雇入れ時の健康診断は、適切に行われていること。	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行うこと。(医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない)</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条	<input type="checkbox"/> 雇入れ時の健康診断が実施されていない。	B
3 衛生管理 (1) 職員の健康診断	15 定期健康診断は、適切に行なわれていること。	<p>定期健康診断は1年以内ごとに1回の実施が求められているが、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条、第45条	<input type="checkbox"/> 定期健康診断が行われていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(2) 衛生管理者等の選任	16 短時間労働者等の健康診断は、適切に行なわれていること。	1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に健康診断を行うこと。	パートタイム労働指針第3-1-(9)（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に基づく適切な対応について）	<input type="checkbox"/> 短時間労働者等の定期健康診断が行なわれていない。	B
	17 労働者を常時50人以上使用する事業者は定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（定期のものに限る）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していること。	労働安全衛生規則第52条	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署へ報告していない。	B
	18 労働者が常時50人以上の職場は、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働安全衛生法第12条、13条	<input type="checkbox"/> 産業医、衛生管理者を選任していない。 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署に届け出ていること。	B B
	19 労働者が常時50人以上の職場は、衛生委員会を設置し、月1回開催していること。		労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条 労働安全衛生規則第22条	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を設置していない。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を月1回開催していない。	B B
	20 労働者数が10人から49人の職場は衛生推進者を選任していること。		労働安全衛生法第12条の2	<input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない。	B

会 計 編

<関係法令等>

- ◎310号通知・・・社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日 社援第310号）
- ◎会計基準・・・社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日 社援第310号 別紙）社会福祉法人会計基準
- ◎6号通知・・・社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日 社援施第6号）
- ◎7号通知・・・社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日 社援施第7号）
- ◎指導監督徹底通知・・・社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日 雇児発第488号）
- ◎9号通知・・・措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について（平成12年2月17日 社援施第9号）
- ◎運営費局長通知・・・社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（雇児発第0312001号 平成16年3月12日）

施設会計

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
会計 1 会計処理 (施設経理区分) (ア) 経理規程	1 経理規程を制定していること。	社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準等、各種関係通知に基づき、会計処理のために必要な事項について、経理規程を作成していること。	定款準則第12条備考一 (評議員会の権限の条)、 第21条 定款準則第20条 会計基準(局長通知)3 - (1)、4 - (1) 会計基準(課長通知)1 - (1) 「社会福祉法人における 入札契約等の取扱いにつ いて」(平成12年2月1 7日社会・援護局企画課 長等連名通知) 「社会福祉法人会計基 準」及び「指定介護老人 福祉施設等会計処理等取 扱指導指針」等の当面の 運用について」(平成12 年12月19日社会・援 護局施設人材課長等連名 通知)	<input type="checkbox"/> 経理規程が整備されて いない。 <input type="checkbox"/> 経理規程の一部に不 備がある。	C B
(イ) 管理組織の確立	2 施設経理区分に会計責任者が置かれて いること。なお、会計責任者と出納職 員の兼務は避け、内部けん制組織が確立 されていること。	会計責任者は理事長により任命されており、 辞令の交付、事務分担表に記載する等その権限 を明確にしていること。 会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳 簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関す る事務を行い、又は理事長の任命する出納職員 にこれらの事務を行わせるものとする。なお、 会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制 組織を確立していること。	6号通知1 - (1)	<input type="checkbox"/> 会計責任者が設置さ れていない。又は出 納職員と兼務してい る。 <input type="checkbox"/> 任命書類が確認でき ない。	C B
(ウ) 現金の保管	3 施設経理区分の現金保管については、 保管責任が明確にされていること。	現金保管については、事故防止等の観点から 保管責任が明確になっていること。	6号通知1 - (1)	<input type="checkbox"/> 保管責任が明確にな っていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(エ) 施設経理区分の 収入、支出	4 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。		310号通知	<input type="checkbox"/> 支出に充てている。 <input type="checkbox"/> 経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れられていない。	B B
	5 小口現金の保有額は、経理規程に定める限度額を超えていないこと。		310号通知	<input type="checkbox"/> 恒常的に保有限度額を超えている。	B
	6 施設経理区分の全ての収入及び支出は、会計責任者の承認を得ていること。	証憑書類を添付し、会計責任者の認印(承認)を受けていること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 会計責任者の認印(承認)を受けていない。	B
	7 施設経理区分の会計伝票及び請求書等の証憑書類は、適正に整備し保管していること。	会計伝票の内容と証憑書類の内容が一致していること。証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存していること。	会計基準第3条 310号通知	<input type="checkbox"/> 会計伝票、証憑書類が適正に整備、保管されていない。 (軽微な不備がある場合はB)	C
	8 経理規程に定める権限者に月次報告が行なわれていること。	資産、負債、の残高管理、財政状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表を作成し、理事長等経理規程で定められた権限者に報告していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 権限者に月次報告が行なわれていない。	C
(オ) 固定資産	9 施設の固定資産は、固定資産管理台帳等に記載され、適正に管理されていること。	適正な資産評価及び減価償却費の計上を行うために、各法人において固定資産管理台帳等の台帳を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な経理区分に計上し、管理していること。	6号通知2	<input type="checkbox"/> 固定資産が適正に管理されていない。(軽微なものはB)	C
	10 施設経理区分の固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。(法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得ること。)	固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 廃棄処分権限者の承認を得ていない。(法人運営に重大な影響があるものはC)	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(カ) 寄附金	11 金銭の寄附は、寄附目的により経理区分の帰属を決定し、当該経理区分の寄附金収入としていること。		6号通知1-(5)①	<input type="checkbox"/> 寄附金を計上していない。(計上漏れ等状況によりB) <input type="checkbox"/> 経理区分が適切でない。	C B
	12 寄附申込者の意思を寄附申込書等により明確に確認するとともに寄附金収入台帳(明細表)を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理していること。	寄附金等を收受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けるとともに、寄附金収入明細表を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。	6号通知1-(5)②	<input type="checkbox"/> 寄附金台帳(収入明細表)を作成していない。 <input type="checkbox"/> 寄附金台帳に不備がある。	C B
	13 物品寄附は、取得時の時価により金額換算し収入処理を行っていること。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入に計上するとともに、当該物品の用途目的に応じて対応する支出科目に計上することとする。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	6号通知1-(5)②	<input type="checkbox"/> 物品寄付を適正に収入計上していない。	B
	14 金銭の収入に際しては、領収書を発行していること。	金銭の収入に際しては、会計責任者(出納職員を設けている場合は出納職員)の認印を受けた領収書を発行していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 領収書を発行していない。	B
	15 寄附の受領に際して、原則、法人で定めた権限者による承認が行われていること。		310号通知 定款準則第9条(備考)	<input type="checkbox"/> 法人で定める権限者による承認が行われていない。	B
	16 設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。		指導監査徹底通知5-(4)-エ	<input type="checkbox"/> 寄附金を強要している。	C
	17 社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約を締結した相手(建設請負業者)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	指導監査徹底通知5-(2)-イ	<input type="checkbox"/> 建設請負業者等から、多額の寄附を受けている。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定								
(キ) 契約事務	18 契約については、原則、一般競争入札又は指名競争入札としていること。	<p>随意契約ができる場合の一般的な基準は次のとおりで、それ以外は入札とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより、一般競争入札に付さなければならないこと。</p>	契約の種類	金額	1 工事又は製造の請負	250万円	2 食料品・物品等の買入れ	160万円	3 前各号に掲げるもの以外	100万円	7号通知1(3)ア 310号通知	<input type="checkbox"/> 入札を行っていない。 <input type="checkbox"/> 入札に不備がある。	C B
	契約の種類	金額											
	1 工事又は製造の請負	250万円											
	2 食料品・物品等の買入れ	160万円											
	3 前各号に掲げるもの以外	100万円											
19 理事長以外の者が契約を締結している場合は、理事長から委任を受けていること。また、辞令等で委任の範囲が明確になっていること。	<p>理事長又は契約担当者（理事長の委任を受けた者）以外の者が契約していないこと。また、職員に委任する場合は、辞令等でその委任の範囲が明確になっていること。</p>	7号通知1(2)	<input type="checkbox"/> 委任を受けず、理事長以外の者が契約を締結している。 <input type="checkbox"/> 委任の範囲が明確になっていない。	B B									
20 価格による随意契約の場合、複数の業者から見積書を徴し、適正な価格を客観的に判断するとともに、競争入札が適当でない理由、見積業者選定の理由が明確となっていること。	<p>価格における随意契約は、2社以上の業者から見積を徴し比較する等、適正な価格を客観的に判断し、契約が経理規程に基づいた合理的な理由により行われているとともに執行伺い等に理由が明確になっていること。なお、継続的な取引を随意契約で行なう場合には、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行う等、適正な契約の維持に努めていること。</p>	7号通知1(4)	<input type="checkbox"/> 適正な価格を客観的に判断していない。 <input type="checkbox"/> 随意契約の理由が明確でない。	C B									
21 契約締結時において契約書、請書等で契約の履行が確保されていること。	<p>経理規程に定める額を超える契約を行う場合は相手方と契約書を取り交わしていること。契約書の作成を必要としない場合でも軽微な契約を除き、請書等を徴していること。</p>	310号通知	<input type="checkbox"/> 契約書が作成されていない。 <input type="checkbox"/> 請書等を徴していない。	C B									
22 その他、会計処理に関する事で不適切な事項がないこと。	<p>会計処理は、法人が定める経理規程に基づいて適正に処理されていること。</p>												

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
2 財務諸表	23 計算書類は、経理規程に定められた会計単位・経理区分（会計区分・セグメント）に区分されて作成されていること。	計算書類は、法人の経理規程に定められた会計の基準により、資金収支計算書（収支計算書）、事業活動収支計算書（事業活動計算書）、貸借対照表、財産目録の計算書類が作成され、会計単位・経理区分（会計区分・セグメント）に区分されて作成されていること。	310号通知 老計第8号通知	<input type="checkbox"/> 経理規程に定められた会計単位・経理区分で作成されていない。	C
	24 計算書類は、補助簿、付属明細書、前年度計算書類等との間に整合性があること。	採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更せず、財政及び活動の状況について真実な内容を表示すること。	会計基準第3条	<input type="checkbox"/> 数値の整合性がない。（軽微なものはB）	C

会計 措置費（運営費）支弁対象施設

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
3 措置費（運営費） 支弁対象施設の会計基準の適用	1 施設の土地、建物に係る支出は、各施設経理区分に計上していること。	措置費支弁対象施設については、施設の土地、建物に係る支出は各施設経理区分に計上していること。	9号通知2	<input type="checkbox"/> 施設の土地、建物に係る支出を各施設経理区分に計上していない。	B
	2 経理区分毎の積立金（人件費積立金・施設整備等積立金）は、積立金の累計額が把握できるよう明細表を作成していること。	0312002号（問5）の取扱いをする法人については、従来とおり人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金とする。	9号通知3	<input type="checkbox"/> 積立金明細表を作成していない。	B
	3 措置施設繰越特定預金は、貸借対照表に計上している人件費積立金、施設整備等積立金の合計額と同額を計上していること。	0312002号（問5）の取扱いをする法人については、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金の合計額と同額を計上していること。	9号通知4	<input type="checkbox"/> 措置施設繰越特定預金額が貸借対照表と一致していない。	C
	4 社会福祉施設等整備補助制度等による各種補助金は、補助金の目的に従って該当する施設経理区分の収入としていること。		9号通知6	<input type="checkbox"/> 補助金の目的に従った施設経理区分の収入としていない。	B
	5 借入金に係る会計処理は、用途目的に従って各経理区分において、経理を行なっていること。		9号通知7	<input type="checkbox"/> 借入金に係る会計処理が、用途目的に従った経理区分で経理が行なわれていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
4 運営費の弾力運用要件	6 運営費の弾力運用に当たっては、要件を満たしていること。	<p>運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められること。（(4)についてのみ要件を満たさない場合は課長通知に定めるところによるものとする。）</p> <p>(1)「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>(2)「老人福祉施設に係る指導監査について」等、関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。特に入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>(3)社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書が公開されていること。</p> <p>(4)毎年度、次の①又は②が実施されていること。</p> <p>①「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>②「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき、第三者評価を受診し、その結果の公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>	運営費局長通知1（0312001号通知）	<input type="checkbox"/> 弾力運用の要件を満たしていない。	C
5 弾力運用の用途範囲	7 運営費の弾力運用の用途は、当該施設における人件費、管理費、事業費に限られていること。	人件費は、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費支出されるもので管理費は、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもので、事業費は、入所者の処遇に必要な一切の経費支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができる。	運営費局長通知3（1）	<input type="checkbox"/> 弾力運用の用途要件を満たしていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	<p>8 運営費は、使用計画を作成の上、人件費積立金、施設整備等積立金に積立していること。</p> <p>9 各積立金について、目的以外に使用する場合は、理事会において承認されていること。</p> <p>10 運営費を独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当する場合は、民間施設給与等改善費として加算された額を限度としていること。</p> <p>11 施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入を充当する場合は、要件を満たしていること。</p>	<p>運営費は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、人件費積立金、施設整備等積立金に積立していること。</p> <p>各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審議のうえ、法人経営上止むを得ないものとして承認されていること。</p> <p>運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等の整備に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p> <p>施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業の運営に要する経費、同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業、介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。</p>	<p>運営費局長通知3（2）</p> <p>運営費局長通知3（2）</p> <p>運営費局長通知3（3）</p> <p>運営費局長通知3（4）</p>	<p><input type="checkbox"/>使用計画が作成されずに人件費積立金、施設整備等積立金に積立られている。</p> <p><input type="checkbox"/>積立金を目的以外に使用する場合、理事会で承認されていない。</p> <p><input type="checkbox"/>運営費の借入金の償還金、その利息の充当額は、民改費として加算された額を超えている。</p> <p><input type="checkbox"/>預貯金の利息等の収入の使途要件を満たしていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
6 前期末支払資金残高	12 前期末支払資金残高を経費に充当する場合、理事会の承認を得ていること。	前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営費に支障が生じない範囲において、法人本部の運営に要する経費、同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費、同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業、介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費以下の経費に充当することができる。	運営費局長通知4	<input type="checkbox"/> 前期末支払資金残高を経費に充当する場合に理事会の承認を得ていない。	C
	13 取崩の使途が適正であること。		<input type="checkbox"/> 前期末支払資金残高の使途が適正でない。	C	
	14 公益事業への充当額が前期末支払資金残高の10%以内になっていること。		運営費局長通知4	<input type="checkbox"/> 公益事業への充当額が前期末支払資金残高の10%以上になっている。	C
	15 当期末支払資金残高の保有は、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以内になっていること。	当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保されたとうえで、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること。	運営費局長通知4	<input type="checkbox"/> 当期末支払資金残高の保有が、運営費収入の30%以上になっている。	C
7 運営費の管理・運用	16 運営費の管理・運用については、安全確実でかつ換金性の高い方法で行なっていること。	運営費の管理・運用については、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等のリスクが大きいものは認められない。	運営費局長通知5（1）	<input type="checkbox"/> 運営費の管理・運用を、安全確実でかつ換金性の高い方法で行なっていない。	C
	17 運営費を他の経理区分に繰替え使用をした場合は、年度内に補填していること。	運営費を経営上止むを得ない場合に、同一法人の他の経理区分への貸付けを行なった場合は年度内に補填しなければならないこと。また、法人外への貸付けは一切認められないこと。	運営費局長通知5（2）	<input type="checkbox"/> 運営費を年度内に補填していない。 <input type="checkbox"/> 運営費を法人外に貸付けている。	C C